神戸市病児保育施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病児保育施設の整備に要する経費に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定め、予算の範囲内において交付することにより病児保育事業の実施を推進し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「病児保育事業」とは、神戸市病児保育事業実施要綱に基づき実施する病 児保育事業をいう。
- 2 この要綱において「病児保育施設」とは、病児保育事業の用に供する建物をいう。

(対象者)

- 第3条 この要綱による病児保育施設整備費補助金(以下「補助金」という。)の対象となる者は、病 児保育施設の整備を行う者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び日本赤十字社
 - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定による許可を受けた病院及び診療所の開設者
 - (3) 医療法第8条の規定による届出をした診療所の開設者

(対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりと する。
- 2 補助金の額は、別表の1の欄に掲げる区分に応じて、同表の2の欄に掲げる種目ごとにそれぞれ 同表の3の欄に定める補助基準額又は同表の4の欄に掲げる補助対象経費の実支出額のいずれか少 ない額を合計した額に同表の5の欄に掲げる補助率を乗じて得た額(その金額に1,000円未満の端 数がある時は、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請書)

- 第5条 規則第5条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、神戸市病児保 育施設整備費補助金交付申請書(様式第1号)とする。
- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 工事設計書
 - (4) 経費明細書

(交付決定通知書)

第6条 規則第6条第1項及び第2項の規定による通知は、神戸市病児保育施設整備費補助金交付決 定通知書(様式第2号)により行うものとする。 2 規則第6条第3項の規定による通知は、神戸市病児保育施設整備費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

- 第7条 補助事業者は、規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、神戸市病児 保育施設整備費補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受 けようとするときは神戸市病児保育施設整備費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号) を、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収支予算書
 - (3) 変更後の工事設計書
 - (4) 変更後の経費明細書

(補助事業の内容変更等による承認通知書)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが 適当であると認めたときは、その旨を神戸市病児保育施設整備費補助金交付決定内容変更承認通知 書(様式第6号)又は神戸市病児保育施設整備費補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号) により行うものとする。

(実績報告書)

- 第9条 補助事業者は、規則第15条の規定により、補助事業の実績を報告しようとするときは、神戸 市病児保育施設整備費補助事業実績報告書(様式第8号)を、当該補助事業の完了後速やかにそれ ぞれ市長までに提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 工事精算設計書
 - (4) 経費明細書

(確定通知書)

- 第10条 市長は、規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、神戸市病児保育施設整備費補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

- 第11条 市長は、前条の額の確定を行った後、補助事業者から提出される神戸市病児保育施設整備費補助金交付請求書(様式第10号)を受理したときは、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、規則第6条第1項の規定による決定に係る補助事業等の完了前に、同項の規定により決定した補助金等の交付予定額の全部又は一部について概算払いをすることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を神戸市病児保育施設整備費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、 収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存し なければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用又は使用を中止するときは、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、こども家庭局長が別に 定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
施設整備	本体工事費	38, 230 千円	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の	9/10
費			整備と一体的に整備されるものであって、	
		一部改築について	市長が必要と認めた整備を含む。)に必要	
		は、平成27年7月	な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		13 日府子本第 204	(工事施工のため直接必要な事務に要する	
		号内閣府子ども・子	費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬	
		育て本部統括官通知	費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、	
		「子ども・子育て支	その額は工事費又は工事請負費の2.6%に	
		援整備交付金に係る	相当する額を限度とする。以下同じ。)並	
		施設整備の取扱につ	びに既存建物の買収のために必要な財産購	
		いて」の第2により	入費(PFI事業及び既存建物を買収するこ	
		算出されたものを基準による	とが建物を新築することより効率的である	
		準額とする。	と認められる場合に限る。)	
	設計料加算	1,912 千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	9/10
	環境改善	4,511 千円	子どもにやさしい環境として市長が必要と	9/10
	加算		認める整備を行うために必要となる費用	
定着促進費	改修費等	4,000 千円	開設準備に必要な施設の改修や物品購入、 広報等にかかる経費	10/10
	礼金加算	600 千円	病児保育施設が賃借物件の場合に新たに発 生する礼金	10/10
	賃借料加算	1,200 千円	病児保育施設が賃借物件の場合に発生する 賃借料 (開設準備期間合計 12 ヶ月分。ただ し、月額 100 千円を上限とする)	10/10
	開設準備費	1,000 千円	保育士確保のための派遣保育士紹介料等	10/10

備考

- 1 この表において、「創設」とは新たな病児保育施設の整備をいい、「改築」とは既存の病児保育施設の全部又は一部の改築(既存の病児保育施設における、利用定員の増加を伴わない延べ面積の増加を図る整備を除く。)をいう。
- 2 補助対象経費には、次に掲げる費用は含まないものとする。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
 - (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
 - (4) その他整備費として適当と認められない費用
- 3 1の欄に掲げる施設整備費の区分の適用を受けるには、国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」第9条第1項サに掲げる条件を満たさなければならない。
- 4 1の欄に掲げる施設整備費(本体工事費、設計料加算、環境改善加算)と、同欄に掲げる定着促進費のうち改修費等については、同じ事由での二重受給はできないものとする。
- 5 2の欄に掲げる改修費等の補助対象経費の実支出額が同欄の補助基準額を上回る場合で、その上回る 経費が物品購入等にかかる経費である場合に限り、その上回る経費を2の欄に掲げる開設準備費の補助対象経費として算入することができる。